

福島原発事故刑事裁判の被害者意見陳述を終えて

東電は08年には推本の長期評価に基づく津波対策をとる方針を決めていた/

告訴当初は検察は起訴前提の捜査を展開していた/被告人達は全員有罪だ

海渡雄一 (東電刑事裁判支援団弁護団
犯罪被害者代理人弁護士)

内容

1. 刑事裁判のこれまでの経過.....	1
2. あらためて想起すべき双葉病院の悲劇.....	2
3. 政府の地震予測を無視してはならなかった.....	3
4. 長期評価に基づく想定津波に対策が必要であることは東電土木グループの総意だった.....	4
5. 推本の長期評価を取り入れる方針は2008年2/3月の東電の御前会議と常務会で承認されていた.....	5
6. 10メートル盤上の対策の議論が始まった.....	7
7. 2008年6月の会議は10メートル盤上の津波対策を決める場であった.....	8
8. 2008年7月31日——運命の日 何が起きたのか?.....	8
9. 対策見送り方針は7月31日前に、あらかじめ決められていた.....	9
10. 土木学会で検討しても、津波高さは13.6メートル以下には下がらないことが08年8月にわかっていた.....	10
11. 土木学会に審議を委ね、何も対策を講じないことは許されない.....	11
12. 防潮壁を築くこととなっても南側など3カ所だけに築くこととなったのか?.....	12
13. 10メートル盤上の敷地内に防潮壁を作ることが可能だったか?.....	12
14. 水密化や電動機の移設などは十分可能だった.....	13
15. 2008年7月に対策を開始して、2011年3月の地震に間に合ったのか?.....	13
16. 起訴方針が途中で歪められた.....	14
公判経過.....	15

1. 刑事裁判のこれまでの経過

福島原発事故について東京電力の幹部らの刑事責任を問う裁判が2018年年末の論告求刑

公判を経て大詰めを迎えています。

この裁判は、福島現地の住民達が中心となり、全国の市民の賛同を得て結成した福島原発告訴団が2012年6月に福島地検に行った告訴に基づいています。事件は2013年9月に東京地検に移送され不起訴となりましたが、東京の検察審査会による2014年7月、2015年7月の2回にわたる起訴相当、強制起訴の議決によって、2016年2月、勝俣恒久（2002年から社長、2008年から会長）、武藤栄（2008年当時常務、2011年には副社長）、武黒一郎（2008年当時副社長）の三被告人が業務上過失致死傷の罪で起訴されるに至りました。私は、この事件に告訴代理人、検察審査会の申立代理人として、さらに双葉病院で肉親を亡くされた被害者遺族の代理人として関わってきました。この報告は、私たちが犯罪被害者代理人として12月27日に述べた意見の要約です。全文は東電刑事裁判支援団のHPで読むことができます。

2017年6月30日に第1回公判が開かれ、既に36回の公判が開かれました。起訴状では、被告人等は、原発の敷地の高さである10メートルを超える津波が襲来し、建屋が浸水して電源喪失が起き、爆発事故などが発生する可能性を事前に予測できたのに、防護措置・原子炉停止などの対策をする義務を怠ったとされています。

これに対して、被告人とその弁護士等は事故の予見可能性などがなく、また対策を講じたとしても事故は避けられなかったなどとして無罪を主張しています。東電設計によって2008年3月に東電に提出された津波の高さの計算は、明治三陸沖地震の波源モデルを仮想的に用いた試算であり、現実的な対策の前提のための計算ではないと主張しています。

そして、この15.7メートルの津波は、福島第一原発の敷地南側における津波水位についての数値であり、東電設計による試算結果に応じて10メートル盤への津波の遡上を防ぐための防潮堤を設置するとしたら、津波が遡上してくる敷地南側などだけに防潮堤を設置する措置が講じられるにとどまらず、それでは事故は防ぐことができなかつたし、水密化などの機器の対策は「3・11」前には考慮されておらず、また原子炉を停止することは困難だったと主張しています。

裁判では、21人の証人が調べられ、2018年10月に被告人質問が、11月には被害者の心情意見が述べられました。12月には指定弁護士による論告意見と、私たち被害者代理人による事実関係についての意見陳述が行われました。今年の3月に弁護側の弁論が行われ、夏までには判決が出される見通しです。

2. あらためて想起すべき双葉病院の悲劇

まず、この裁判で明らかになった被害の実態は、極めて深刻なものでした。

昨年9月には2回の公判をかけて双葉病院等に勤務されていた看護師、医師とケアマネージャーの方々が証言され、関係者の調書が朗読され、双葉病院の悲劇の実相が明らかにされました。

これまで、避難の経路が大回りとなり、時間がかかりすぎたことが多数の死亡の原因として指摘されてきましたが、原因は、それだけではありません。

双葉病院の患者らは、一度に避難できず、5回に分けて避難しました。第2陣の避難者らは、寝たきりの患者らが多く、爆発した原発を避けた経路を通らざるを得ず、約10時間もの長時間にわたり、水分も栄養分も摂取できず、寝返りさえ打てずに、ずっと同じ姿勢で、排せつのケアもされることなく、バスに乗せられたまま避難を続けました。

最後まで残っていた院長やケアマネも14日夜には強制避難させられ、現場には医療スタッフは誰もいなくなり、患者だけが取り残されたのです。15日早朝の第3陣の避難は2号機からの大量放射能漏洩と重なり、患者らの救助に当たっていた自衛隊員らが装着していた線量計（1 μ Svの上昇ごとに鳴る設定）の鳴る間隔がどんどん短くなり、「放射線の塊が近づいてくるような感覚だった」ことも明らかになり、自衛隊員らは、救助活動を中断して退避せざるを得ませんでした。置いてきぼりとなった患者が避難を終えたのは、16日の午前0時を過ぎた時間となってしまいました。このようにして避難が放射能に阻まれたことによって44名の方が命を失うこととなったのです。この双葉病院の悲劇の実相を明らかにすることも、この裁判の大きな課題です。

3. 政府の地震予測を無視してはならなかった

裁判の第1の争点は、政府の地震調査研究推進本部（以下「推本」という）の長期評価をどう見るかということでした。福島第一原発は30メートルの高台を20メートル掘り下げた10メートル盤に原子炉建屋、タービン建屋などが建てられており、津波の高さが10メートルを超えれば致命的な事態となることは最初からわかっていました。

推本は、兵庫県南部地震を契機に1995年7月に作られ、地震に関する多数の専門家を擁する国の地震調査の組織であり、国の防災対策の基本となる地震予測のための情報を提供する機関です。推本は2002年7月に、三陸沖から房総沖の日本海溝沿いで過去400年間に津波地震がなかった福島沖、茨城沖でもマグニチュード8クラスの津波地震（津波被害が大きいにもかかわらず、地震被害がほとんどない地震）が起きる可能性があるとの見解を公表しました（以下「推本の長期評価」という）。関連する地震・津波の専門家のコンセンサスによってこの評価が策定された経過は、気象庁から本部に出向していた前田憲二氏、推本の長期評価部会長島崎邦彦氏、長期評価部会のメンバーで歴史地震学者の都司嘉宣証人によって、余すところなく立証されました。島崎部会長の進行により、専門家による自由な討論を通じて、一つずつ事実を確認しつつ、意見を一致させていったのです。

推本の長期評価は、日本海溝沿いの海域で、過去400年に3回のM8クラスの津波地震が起きていることを根拠としていました。まず1896年に起きた明治三陸沖地震は岩手県では高さ30mに達する津波被害をもたらしましたが、これが津波地震であることは、争いがありません。1677年延宝房総沖地震については、都司氏の提供した歴史資料によって海溝沿いの津波地震であることが早期にコンセンサスとなりました。

これに対して、1611年の慶長三陸沖地震については、問題は複雑で、津波地震である

とする見解、海のプレート内の正断層地震であるとする見解、千島海溝での地震説、海底地すべり説などの様々な意見があったのは事実です。しかし、これを津波地震とすることは最終的に全員一致でまとめられており、津波が起きて現実に沿岸に大きな津波被害を与えた事実は否定できないのであり、津波の備えが必要であったという結論には変わりはないのです。

東日本太平洋沖地震は、想定外の地震であったといわれますが、島崎氏は「パーツごとの評価は当たっていたが、評価した通りの地震がいつに起きた」ものであると分析しました。決して想定外の地震ではなかったのです。

津波対策の第一人者であり、弁護側申請の首藤伸夫証人は、推本の長期評価については沈黙しましたが、中央防災会議が7省庁手引き（1997年）を無視し、想定すべき津波（推本の長期評価を含むと考えられる）に対応せず、既往の津波にしか対応しなかったことについて「たいへんがっかりした」と厳しく批判しました。

「3・11」の2日前の2011年3月9日には、島崎氏らは、貞観の地震・津波（869年）の研究の進展を踏まえ、東北沿岸に襲来する津波が内陸まで達する可能性があるとする長期評価の第二版を公表する予定でした。ところが、事務局からの電力会社と地元への説明が必要であるとの提案により4月に公表を延期することを了承してしまったといいます。島崎氏は「この延期を了承しなければ、（津波への注意喚起につながり）多くの人が助かったかもしれない。なぜ延期を認めたのかと、（大津波のあと）自分を責めた」と述べました。長期評価に従って対策していれば、福島原発事故も避けられたのです。この島崎氏の証言の時には、福島から来ている人も多い傍聴席からすすり泣きが漏れる場面が見られました。

4. 長期評価に基づく想定津波に対策が必要であることは東電土木グループの総意だった

東電において津波対策に当たっていた土木グループの高尾誠氏（課長 2010年からGM）、酒井俊朗氏（GM）、金戸俊道氏（課員）らは2007年末から2008年初にかけ、東電は推本の長期評価に対応した津波対策を実施するべきだとの意見で一致しました。

その根拠として、①推本は国の権威ある機関であり、そのメンバーは保安院で原発の耐津波性の審査に当たるバックチェックの委員が重なっていた（たとえば阿部勝征氏）こと。②東電が相談に行った今村氏は「考慮すべき」、佐竹氏も「難しい問題だが」と言って、考慮しなくていいとは言っていなかった。③土木学会が確率論的評価のために実施した地震学者の重み付けアンケートでも、「どこでも起きる」の方が、「福島沖では起きない」がやや多かった。④津波の確率も基準地震動策定の時には、当然考慮に入れるべき水準の確率となった。⑤東電自らが、青森に新設する東通原発では推本の長期評価を地震評価で取り入れていたことなどを上げていました。

2008年1月、東京電力は吉田昌郎原子力発電管理部長の決裁によって、バックチェックにおける設計基準津波高さを決めるためにシミュレーション計算を子会社の東電設計に発

注しました。津波高さがかなり高くなりそうであることがわかってきた2月4日には酒井氏が同僚に送信した「1F（福島第1原発）、2F（福島第2原発）津波対策」と題するメールが残されており、「現在土木で計算実施中であるが、従前評価値を上回ることは明らか」「津波がNGとなると、プラントを停止させないロジックが必要」などと書かれていました。

5. 推本の長期評価を取り入れる方針は2008年2/3月の東電の御前会議と常務会で承認されていた

この土木グループの方針は2008年2-3月には東電の社全体の方針となります。このことを明らかにした決定的な証拠が18年9月の24回公判で全文朗読された山下和彦中越沖地震対策センター長の検察官調書でした。山下氏は、東京オリンピックの招致を決めた安倍首相の演説の直後に、福島原発は「アンダー・コントロールではない」と東電の記者会見で勇気を持って発言した方ですが、その調書では概略次のように述べています。

- ① 推本の長期評価は最新の知見であり、最新の知見を考慮することは当然と考えられていたこと。
- ② 2008年2月16日の中越沖地震対策センター会議（勝俣氏が出席するため「御前会議」とも呼ばれ、会長以下の幹部が揃う会議）で、山下氏は、原子力整備管理部として、自ら勝俣社長らのいる場で、推本の長期評価を福島原発のバックチェックにおいて取り入れるという方針を説明し、この方針が異議なく了承された。
- ③ この当時は、津波の評価が高くなっても、10メートル盤を超えることはなく、4メートル盤上の海水ポンプの機能を維持すれば良く、ポンプの水密化やポンプを建屋で囲う程度の改造ならば、2009年6月のバックチェック（BC）最終報告に間に合うと考えていた。
- ④ 2008年5月下旬あるいは6月上旬に、私と吉田昌郎原子力発電設備管理部長は酒井氏と高尾氏から、福島第1の津波評価が15.7メートルとなっているとの説明を受けて、大変驚いた。
- ⑤ 津波の高さが10メートル以下なら予定通り工事をしていく
- ⑥ 対策を実施しないことを決めた理由は、最終BC報告時までに防潮堤設置という対策工事を完了する見込みがなく、最悪、原発を止められてしまう恐れがあったこと、津波水位を少しでも低減できないか検討し、できるだけ工事費用を合理的な額にしようと考えたからである。
- ⑦ 仮に推本の長期評価を取り込んだ津波水位が、平成21年6月までに対策工事が可能と考えていた10メートル以下であれば、最終BC報告において、推本の長期評価を取り入れるとの従前の方針が維持されていたと思う。

この山下調書の内容は衝撃的なものですが、残されていた東電の社内文書や東電社員達のメールと、ぴたりと整合し、高い信用性が認められるものです。2月1日には津波対策について福島原発の幹部らに対する説明が実施されています。確かに、この段階では対策は4メ

ートル盤の上で完結する見通しとされており、2月5日に機器耐震グループの長澤氏が酒井氏に送ったメールには、「武藤副本部長のお話しとして山下所長経由でお伺いした話ですと、海水ポンプ（4ートル盤の上にある）を建屋で囲うなどの対策がよいのではとのこと」とされており、武藤被告人まで含めて4メートル盤上の海水ポンプの津波対策を進める方針であったことがわかります。

被告人らは、2月16日の「御前会議」で津波のことは議論されていないと強く主張しましたが、たとえば、3月6日に機器耐震グループの山崎GMが土木グループの酒井GMらに送った「津波水位に関する打ち合わせ」と題するメールでは、「先回の社長会議（御前会議のこと）でも津波の対応について報告しています」とし、「評価上、津波高さが大幅に上がることは避けられない状況にある」「具体的な工事のスケジュールを土木、建築、機電を含めて検討していく必要がある」としています。そして、このメールを受けて開催された3月7日のグループ横断的な会議の議事メモにも、津波対策について社長会議で説明済みとした上で、4メートル盤上の工事のスケジュールのたたき台が提出されています。津波高さが10メートル盤を超えなければ、津波対策が実施されていたことを裏付ける証拠です。

2008年3月18日には、東電設計から、推本の長期評価を用い、明治三陸沖地震の津波の波源モデルを福島県沖梅溝沿いに設定した場合の津波水位の最大値が敷地南部でO. P. + 15.7メートル（O. P. とは小名浜港の基準水面の高さ）となる旨の計算結果が出されました。このような津波が発生すれば、福島第一原発のタービン建屋の設置された10メートル盤を大きく超えて浸水し、過酷事故に至ることは明らかでした。

2008年3月20日と29日に実施された「御前会議」では、この津波高さは報告されませんでしたでしたが、2009年6月に予定されていた耐震バックチェックの最終報告において推本の長期評価を考慮することを記載した想定問答集が議論され、修正のうえで合意され、31日には福島県に対しても説明されました。

また、20日の会議に出席していた酒井は、関係者にあてて、津波対策の検討の経緯について、この時点で次のようにメールを送っています。2008年3月20日付けの「御前会議の状況（取扱い注意含むので転送不可）」と題するメールです。「関係者が多い、福島バックチェックから記載し、その後に中越関係を書きます。

1) 福島バックチェック関係

(要対応:津波関係)

→ 大出所長から、推本モデルは福島県の防災モデルに取り込まれており8m程度の数字は既に公開されている。最終報告で示します、では至近の対応ができない、とのコメントがあり、

・今回、S5で評価するプレート沿いの推本断層モデルを評価することとなったことについて、

① 土木学会では評価不要としていたこと

② 推本評価を踏まえて今回評価せざるを無くなったこと

の事実関係をまず整理。（吉田部長から、「推本の当該モデルの取扱いについては現在も土木学会で議論が継続している→土木学会で結論は出ていない」というニュアンスで聞いてい

る、とあったので、小生からは、『土木学会の結論は平成14年断面、それ以降、推本の扱いを学会で議論してきている訳ではない』旨回答し、事実関係を整理する、となりました。」と報告しています。

続いて、段落を変えて、

「・津波に関しては、「推本モデルの適用」ということで当社福島地点のみの問題ではないため、太平洋岸各社で連携してアクションプラン(改造表明がバラバラにならないよう)等を明確にして、いつのタイミングでどう打ち出すか、を確定する。(結果がわかった段階で改造に取り組むが、結果のアナウンスなしでは改造を表明できない)・・・吉田部長アイデアでは、中間報告→NISAから『推本モデルを考慮する』よう明確な指示→電力で対応、というのもありました。(吉田部長懸念は、以前から出ていたモデルを今の段階で取り込むことのトリガーがイマイチ不明確なこと)」

との記載があります。

また、29日の御前会議で承認された、充実化された津波に関するQAでは、「津波に対する安全性評価は今回のバックチェック中間報告には入っていないのか?」との問の答として「原子力発電所の津波評価技術(H14年、土木学会)以降に地震調査研究推進本部等から発表された最新の知見を踏まえ、「不確かさ」の考慮として発電所の安全性評価にあたって考慮する計画。」と記載されています。対外的なQAはまさに社の方針です。

そして、津波対策の中身については、「SQ7-1-15:津波に対する評価の結果、施設への影響が無視できない場合どのような対策が考えられるか。」との問に対して、「非常用海水ポンプ電動機が冠水し故障することを想定した電動機予備品準備、水密化した電動機の開発、建屋の水密化等が考えられる。」と答えることとされています。ここでの対策も4メートル盤上の対策だけが議論されており、山下調書の内容と符合しています。

6. 10メートル盤上の対策の議論が始まった

東電として、推本の長期評価に基づく対策を講じ、耐震バックチェックの最終報告(2009年6月)までに、対策を完了させる方針は御前会議と常務会で承認されていました。

しかし、この段階では津波は10m盤を超えることはなく、対策は4m盤上で完結する見通しであることが、すくなくとも、吉田部長や山下センター長、機電、建築などの社内のグループの暗黙の前提となっていました。そして、10m盤を超える津波高さは、すぐに吉田には報告されたが、他の幹部には報告された証拠がありません。そして、酒井GMは、高尾課長と東電設計の久保が土木学会の津波評価技術を用いて行ったパラメーター・スタディはやり過ぎではないか、計算によって何とか、対策必要範囲を10m盤上に及ぼさないようにできないかを検討させていました。

しかし、これも難しいこととなり、4月18日に計算結果がレポートの形で納入され、津波が敷地にどのように遡上してくるかを踏まえた対策をあらためてグループ横断的に検討することとなったのでした。

グループを横断する検討が開始されたのが、4月23日の会議でした。この会議の名称は「1F/2F津波水位に関する打合せ」となっており、当時東電社内では、土木が計算してきた「津波水位の高さ」こそが問題であったことが示されています。

この会議では、

・想定津波高さが10数mとなる見込みであり、10m盤に設置されている原子炉建屋、タービン建屋、コントロール建屋等の主要な建物への浸水は致命的であるとして津波の進入方向に対して鉛直壁の設置を考慮した解析結果が提示された。

・19m程度の水位を想定していることは対外的にインパクトが大きいと考えられる

・デザインレビュー委員会、常務会等他部門上層部の意見を聞く必要があり、土木Gにて対応予定。

・機電にて津波時に守るべき非常用海水ポンプを提示するなどが話し合われた。

この段階で、想定津波高さが10m盤を超えたために、津波対策の規模が変わったこと、また、対策として、鉛直壁が、建屋を覆うように南北に設置されていたこと、電動機の水密化や電動機の予備品の確保、機器の設置など、機器による対策の実施方針が堅持されていたことが重要です。

7. 2008年6月の会議は10メートル盤上の津波対策を決める場であった

2008年6月10日、東電の吉田昌郎原子力発電設備管理部長、山下和彦中越沖地震対策センター長、土木グループの酒井俊朗氏、高尾誠氏、金戸俊道氏、機器耐震技術グループ、建築グループ、土木技術グループの担当者らが出席し、被告人武藤栄氏に、地震本部の長期評価を取り上げるべきとする理由及び対策工事に関するこれまでの検討内容等について、資料を準備して報告しました。この会合は、2—3月の決定を受け、津波の高さが10メートル盤を超えた状況での東電としての津波対策実施のための決断を求める場であり、役員の了解が得られれば直ちに対策を始めることができたことが出席者の陣容からもわかります。

この日の会合は2時間に及びました。酒井俊朗氏、高尾誠氏が行った地震本部の長期評価を採用して、津波対策を講じる方向での説明に対し、被告人武藤氏は結論を示さず、①津波ハザードの検討内容について詳細に説明すること、②4メートル盤への遡上高さを低減するための概略検討を行うこと、③沖合に防波堤を設置するために必要となる許認可を調べること、④平行して機器の対策についても検討することを指示しました。高尾氏は、これらの検討事項は①を除けば、対策実施を前提としたものであり、対策を実施する方向で上層部も動いていると考えていました。

7月23日には、東北地方の太平洋岸に原子炉を保有する四社（東電、東北電、日本原電、日本原子力研究開発機構）情報連絡会が開催されています。この会議の議事録で、高尾氏は「対策工を実施する意思決定までには至っていない。防潮壁、防潮堤やこれらの組み合わせた対策工の検討を10月までには終えたい」と述べています。高尾氏らが、2009年6月のバックチェック完了を見据えて、津波対策実施を急いでいたこと、津波対策をとらないことが決定されるとは、つゆほども考えていなかったことがわかります。

8. 2008年7月31日——運命の日 何が起きたのか？

7月31日には、土木グループと関連グループ、吉田氏や山下氏らが出席したうえで、武

藤氏との再度の話し合いがもたれます。時間はわずか 50 分です。高尾氏らは状況報告、関係他社の状況の説明、今後とるべきアクションなど、6 月 10 日に示され準備した宿題の内容を説明しました。武藤氏からは説明への反応はなく、おわり数分となったところで、武藤氏は、高尾氏らに対して「研究を実施する」あるいは「研究を実施しよう」と述べたといいます。これを聞いて、高尾氏は頭の中が真っ白になり、残りの数分間どのような話をされたか覚えていないと証言しています。「前のめりに対策を煮詰めようとしていたのに、対策を実施しないという結論は予想していなかったので力が抜けた」と証言しているのです。

酒井氏と金戸氏は、武藤氏が「研究をやろう」といい、酒井氏が、やるなら電共研（電力共通研究、土木学会の検討の基礎データをつくる研究）と答え、金戸氏は、電事連に（電共研の）申請手続きが間に合うかと酒井氏に聞かれ、「ぎりぎり間に合うのでは」と答え、酒井氏と金戸氏は土木学会に検討を委ねた場合、バックチェックの期限に間に合わず、バックチェックを通らない可能性があるかと伝えたとも述べています。

9. 対策見送り方針は 7 月 31 日前に、あらかじめ決められていた

私たちは、この会合の前に、吉田部長、山下センター長、武藤・武黒両氏、酒井氏らが集まる場があり、事前にこの結論を決めていたと考えています。それは、山下調書には、津波対策先送りの方針が、柏崎が停止している中での福島を恐れたためであることが述べられているのに、それが 31 日の経過の中になく不自然であること、酒井氏は、この会合の終了 40 分後に、東北電力と日本原電、電事連さらには部下に対する追加計算の依頼までを含む用意周到なメールを送っており、会議の結論があらかじめ決まっていたことを示唆していること、さらに次のような政府事故調の吉田調書の裏付けがあるからです。

吉田所長は、当時東電本店の原子力設備管理部長で、武藤氏、武黒氏の部下、山下氏の直属の上司に当たります。

吉田調書には重要な事項が、順序も整理されずに話し言葉で記載されているが、ポイントを抽出すると

- ・酒井 7 月 31 日メールに書かれている流れはそのとおりである。
- ・この方針について、吉田氏は武藤と事前に相談した。
- ・7 月 31 日より前に方針は決まっていた。

（吉田調書 平成 23 年 11 月 6 日聴取結果報告書 12-13 丁）

・柏崎の対策費と水平展開した福島の予算については、武藤、武黒とも、また中越沖地震連絡会議などでも議論している。

・御前会議で別途計上となっていた津波対策の経費について役員から聞かれて説明をしている。

- ・武黒は電話で部下を呼び出す。
- ・自分も何度も呼ばれて武黒の部屋に行っていた。
- ・酒井と高尾も何度も武黒に呼び出されていた。
- ・武黒と一対一の時もあれば、武藤が混じることもあった。
- ・筋書きはみんな共有していた。

(吉田調書 平成23年11月6日聴取結果報告書15-16丁)

実は、2008年7月21日に武藤氏、武黒氏らが出席して行われた「御前会議」の議事メモによると、「新潟県中越沖地震発生に伴う影響額の見通しについて」と題する資料等が配布され、中越沖地震発生に伴う柏崎原発と福島第一、第二原発の対策費用が計上され、津波対策費用は別途と記載されていました。柏崎原発の停止と地震対策の費用の高騰が東電の経営に重くのしかかっていたのです。東電の酒井氏は、2008年8月当時、東海第2原発で津波対策に当たっていた安保氏に対して、東電が津波対策工事を先送りした理由について「柏崎刈羽も止まっているのに、これと福島も止まったら経営的にどうなのかってことだね」と説明したとされる検察官調書があります。この御前会議の場で、対策の先送りが決まったのではないかというのが、私たちの推理です。

また、8月11日には、高尾氏は酒井氏らに次のような真情を吐露したメールを送っています。

「酒井さん、金戸さん

推本見解に対する東電方針について、原電安保さんから以下の回答がありました。

- ・ 上層部に相談し、東電方針に賛成(口ぶりは積極的賛成ではない感じ)
- ・ ただし、12月のバックチェック最終報告時点で、推本見解をバックチェックに取り入れなくてよい理由を具体的にどのように言うのか、また、12月までに何をするのか見えないので、今後よく調整するよう、上層部に言われている

確かに、WGの阿部先生や今村先生等、津波評価部会の首藤先生、佐竹先生等に対する説明内容は思い浮かびますが、世間(自治体、マスコミ・・・)がなるほどと言うような説明がすぐには思いつきません。ちょっと考えたいと思います。」(「推本対応原電回答」のメール)

実は、高尾さんは、この直前の2007年12月に中越沖地震に関連した東電の断層隠しが発覚し、武黒氏とともに謝罪の会見に立ち会っています。この時の教訓として高尾氏は「県民目線で判断をし、できるだけ速やかに公表するというようなことがこのときの教訓として得られた」「広く一般の目線で判断をし、かつ判断をしたことについては、できるだけ早く公表していくということが必要」と考えたと述べているのです。

東電の対応が、社会一般の受け容れられないものとなっていることを高尾氏は嘆いているのです。御前会議で決まった方針を高尾氏を納得させるために芝居を打って、武藤氏が土木グループに対策見送り方針を伝達する場が7月31日の会議だったと私たちは考えます。

10. 土木学会で検討しても、津波高さは13.6メートル以下には下がらないことが08年8月にわかっていた

2008年8月22日、延宝房総沖地震の波源を福島の沖合に置いたときの津波の高さが東電設計から納入されました。その高さは13.6メートル、土木学会で議論を続けても、これ以上想定津波が下がらず、10メートル盤の上の対策は待ったなしだったことがわかりました。しかし、津波対策は、武藤被告人らの経営判断によって見送られ続けたのです。

2008年9月10日に開催された東電内の耐震バックチェック説明会で配布された「福島第一原子力発電所津波評価の概要（地震調査研究推進本部の知見の取扱）」という資料があります。同日の議事概要には「津波に対する検討状況（機微情報のため資料は回収、議事メモには記載しない）」とあり、この文書は会議の終了後に回収されたことがわかります。この文書には「今後の予定」として「改訂された「原子力発電所の津波評価技術」によりバックチェックを実施。ただし、地震及び津波に関する学識経験者のこれまでの見解及び推本の知見を完全に否定することが難しいことを考慮すると、現状より大きな津波高を評価せざるを得ないと想定され、津波対策は不可避」と記載されています。不可避の対策を先延ばしにしていたことの何よりの証左です。

そして、東電の「御前会議」の記録には、2009年2月の1回だけを除いて、津波についての議論がなされたことがメールなどにも残されている2008年2,3月の分を含めて、津波の議論の記録が残されていません。しかし、機微情報で議論を隠さなければならないほどの重要事項について、会社の最重要会議で議論しなかったはずはありません。私たちは、東電は、このような重要事項の検討経過を組織的に隠蔽していると見ています。

その後も2009年2月に御前会議で津波対策が話し合われた記録が残っています。2009年4-5月には吉田部長らによる武黒被告人に対する津波水位に関する報告がなされたことを武黒被告人も認めています。しかし、この時のA3版の説明資料は、現在に至るも発見されていません。

2009年6/7月には保安院の耐震バックチェック審査で岡村行信委員から、貞観の津波を検討しないのはおかしいという意見が出されます。

この時期の東電の対応をまとめると、

- ① 推本津波の津波高さの計算は、社外には、保安院、福島県を含め、絶対に漏らさないように管理する。
- ② 貞観の津波の問題が拡大し、津波対策ができていない事実が露見しないように、保安院と専門家対策を継続する。
- ③ 保安院で公に福島津波対策が議論される事態を遅らせるため、徹底的にバックチェックの最終報告を遅らせる

というものでした。このような方針は、津波対策ができていない事実を保安院や専門家、そして福島県などに知られないようにするための工作でした。

東電は、2011年3月7日になって、ようやく15.7メートルの津波計算を保安院に提出し、保安院の審査官から、対策が遅すぎる、指導するかもしれないと言われます。この経過は同日中に高尾氏から武藤氏宛にメールされていますが、武藤氏は、この決定的な重要なメールを見ていないと述べているのです。このような安全軽視のトップの経営方針が事故の結果を招いたのです。

11. 土木学会に審議を委ね、何も対策を講じないことは許されない

被告人らは、推本の長期評価を無視したわけではなく、土木学会という専門家に検討を委ねていたのだと主張しています。そして、推本の予測した津波が切迫性のあるものと考えなかったため、直ちに対策をとらなかったものであり、過失はないと主張します。

しかし、原発の安全対策について切迫性を議論することそのものが間違いです。原発が依拠すべき科学的知見は「現在の科学技術水準」です（1992年伊方原発最高裁判決）が、起こる可能性のある地震や津波がいつ起きるかは、現在の科学では予測ができません。したがって、原発の安全審査においては、万が一にも起きる可能性のある事象については、明日起きるかもしれないという緊張感をもって対策に当たらなければならなかったはずですが。

東電の方針変更を受けて東海第2原発を運転していた日本原電内部で開かれたミーティングでは、安保氏の上司に当たる市村開発計画室長が、「こんな先延ばししていいのか、なんでこういう判断になるんだ」と述べたとの安保氏の検察官調書があります。高尾氏らが、2011年3月7日に15.7メートルの計算結果を保安院に報告したときも、審査に当たっていた保安院の小林勝審査室長は対策が遅すぎるとコメントしていました。

12. 防潮壁を築くこととなっても南側など3カ所だけに築くこととなったのか？

東電設計の計算では、津波高さが10メートルを超える箇所は、南側と北側と敷地の真ん中の3カ所で、他は10メートルに達していません。この点をもとに、被告人達は、防潮堤を敷地内に作るとしても南と北と中間点の3カ所に防潮堤を築くことになったと述べています。

震源の場所によって、地点ごとの津波の高さは変わるわけですからどこに防潮堤をつくるか正確に予測することは難しいことです。このような計画があったことを示す書証はありません。むしろ2011年2月に東電社内で検討されていた防潮堤の案はやはり敷地の前面全体に築かれるものでした。被告人側の弁解は完全に崩れています。

13. 10メートル盤上の敷地内に防潮壁を作ることが可能だったか？

被告人らは、敷地内には様々な設備が埋設されており、敷地内に防潮壁を築くことは困難だったとも主張しています。しかし、東電の社内事故調報告書をまとめた上津原勉証人は、10メートル盤には循環水配管等の配管が埋まっており、配管をどのように扱うのか考える必要があり、対策には時間がかかり大がかりな工事になって難しいものの、工事は可能であると証言しています。被告人らの主張は自らのエースというべき技術者によって否定されているのです。

1.4. 水密化や電動機の移設などは十分可能だった

今回の津波は10m盤を超えるものでしたが、建屋内部の浸水痕は概ね1m程度から数10cm程度に過ぎず、10m盤上建屋の1階以下の電源設備が全面的に機能を喪失したわけではありません。すなわち、運用共用補助建屋1階にあった空冷式のDG（2B）とDG（4B）は被水を免れています。2号機タービン建屋1階のP/C（2A）からP/C（2D）は盤基盤部が被水しているが、機能には異常がありませんでした（田中検面18頁）。3号機タービン建屋中地下階にあった電気品室は浸水しませんでした。1号機、2号機の一部の直流電源も事故後機能しています。10m盤上の建屋内部への浸水は、実はそれ程でもないのです。

1号機から4号機のタービン建屋等にも、内部溢水対策で一部は水密扉が設置されていましたが、これらはすべて水密性を確保していました。屋外の強化扉からも半数以上は浸水がなかったと考えられます。既存の水密扉で十分に防げ、水密性のない強化扉でも相当防げる程度の津波だったのです。

このように、10m盤を超える津波を想定した浸水対策をまったく行っていなくても、少なくない設備は致命的な被水を免れたのでした。被告人たちが、きちんと大津波を想定した建屋や重要機器の水密化を進めてくれていれば、深刻な事故は避けられたのです。

さらに上津原氏は、高台に可搬式の水中ポンプ又はエンジンポンプや、交換用の予備モータと、ホースと、ホースと配管をつなぐための接続部品と、電源車とガスタービン発電機車と、M/C、P/C、MCCを搭載した車と、変圧器を搭載した車と、充電器を搭載した車と、ケーブルを用意した上、それらの機材を使って事故の対応を行えるように教育、訓練を行った人員を必要数、確保していれば、防潮堤が設置されていなくても、今回の一連の事故の発生リスクを軽減できたと検察官調書で話しています。今回の事故時には、電源車の手配がまずく、予備のバッテリーもないため従業員らの車からかき集める始末で、あらゆる対応が後手後手に回りました。被告人らは、大津波による全電源喪失の危険性があることは分かっていたのに、どうして電源車や予備のバッテリー1つ用意させなかったのでしょうか。チェルノブイリ事故以降、海外では外部事象も想定したシビアアクシデント対策がどんどん進んでいたのに、技術大国・日本であるはずのリーディングカンパニーたる東京電力は、実は何もしていなかったのです。

1.5. 2008年7月に対策を開始して、2011年3月の地震に間に合ったのか？

最後の問題は、津波対策が時間的に間に合ったかどうかです。津波対策工事は沖合に作るなら費用は数百億円、工事開始までに15カ月、完成までに4年かかり、事故には間に合わなかったとされてきました。土木技術グループの堀内友雅氏は、契約、許認可の手続きなどで着工までに少なくとも15カ月かかるとする工程表と、検討開始から完成までにはおよそ4年かかり、建設費は数百億円規模に上るとする試算もまとめました。沖合に長さ1.5キロから2キロの防潮堤を作ると仮定して、高さ20メートル、長さ2000メートルで400億円と試算したといいます。堀内氏の証言によって、これらの前提が沖合に巨大な防波堤を築くという計画をもとにしたものであったことがわかり、敷地内で作る場合には、このような手続

きも漁業権の交渉も必要がなく、より小規模で容易でした。

さらに、東海第2原発では、2009年9月頃までに津波の想定を引き上げ、海水ポンプを守る壁のかさ上げと蓋の設置、建屋の扉などの防水対応工事、盛り土の施工などの対策を実施しました。東日本大震災の際の津波によって一部被害は受けたものの、原子炉の冷却が維持され、福島第一原発のような事故は免れました。

東海第2原発を運営する日本原電は、耐震バックチェックでは基準津波として茨城県津波を採用し、対外的には東電の態度に合わせ、より大きな津波となる長期評価の見解はとり入れないことにしましたが、実際の津波対策については推本の長期評価で計算されたより大きな津波にも対応するように対策を進めたのです。そして、このような現場からの提案はすんなりと常務会を通り、立てられた計画は速やかに実行されていきました。その理由について、日本原電の安保氏は、「今回は（長期評価を）とり入れないが、とり入れないでいいとなったわけではない。可能性のある事象には対策を検討し、対策は実施できるものは実施していく方針となった」と証言しています。東電との違いは役員に対する認識にあったのです。

もとはといえば、東海第2原発で推本津波対策を進めることとなったきっかけは、高尾氏ら東電土木グループからの示唆によるものでした。そして、高尾氏らとの議論を通じて東電の土木グループがやろうとした対策が東海第2原発ではわずか1年で実現していたことは、バックチェックの完了をにらんでのことと思われませんが、驚きです。

16. 起訴方針が途中で歪められた

検察審査会の議決によって強制起訴された重大事件の多くについて、無罪判決が確定しています。それは、そもそも捜査機関が有罪とするだけの証拠を集めていなかったためでしょう。東電刑事裁判も開始時には、有罪判決は難しいだろうというような観測報道が見られました。

しかし、この事件については、検察は一時期までは起訴前提の厳しい捜査をしていたことが明らかになりました。このことは、法廷に提出された捜査記録や調書の内容などから明らかです。何らかの政治の力で起訴方針が途中で歪められたことがうかがえます。法廷で山下調書や社内文書、メールなどによって、東電が社として津波対策の実施を決めながら、柏崎が停止している状況で福島も停止を求められるリスクと多額の工事費を嫌って、必要な津波対策を先延ばししていたことが明らかになりました。捜査検事が必死で捜査に当たっていると私たち告訴代理人に説明していた言葉は決してウソではなかったのです。このことがわかるにつれて報道各社の報道も変わってきたように感じています。

被告人達にとっては事故の具体的な予見可能性があり、これを避ける対策も明らかでした。何の対策もとらなかった被告人達に、対策をとっていても間に合わなかったなどの言い訳を

許してはなりません。原子力の安全を第一に考えると唱えながら、実際にはこれと正反対の経営判断を重ねた結果が、福島原発事故だったのです。

厳しい状況で起訴の結論は出せなくとも、必死に福島の住民に思いを受け止めて証拠を集めてくれた一線の捜査検事たち、その秘められた意思を引き継いで、これ以上は望めない緻密な立証を遂行してくれた指定弁護士の皆さん、そして朝4時に起きて福島から東京地裁に通い続けてくれた傍聴者の皆さんたちに、心からの感謝の言葉を述べます。

法と証拠に照らして、厳正に判断を下せば、有罪判決以外の結論はあり得ません。真実を隠すことはできない！正義を今、求めるこの手に。裁判所の公正な判決を、期待を持って待ちたいと思います。

公判経過

- 第1回 (2017. 6. 30) 冒頭手続き 書証の取り調べ
- 第2回 (2018. 1. 26) 上津原勉氏 東電広報担当 東電事故調事務局
- 第3回 (2. 8) 追加の書証調べ
- 第4回 (2. 28) 久保賀也氏 東電設計 津波計算の担当
- 第5、6、7回 (4. 10, 4. 11, 4. 17) 高尾誠氏 東電土木グループ課長 2010年からGM
- 第8、9回公判 (4. 21, 4. 24) 酒井俊朗氏 土木グループGM
- 第10回公判 (5. 8) 前田憲二氏 文部科学省 地震調査研究推進本部事務局
- 第11、12回公判 (5. 9, 5. 29) 島崎邦彦氏 地震学 元原子力規制委員長代理・地震調査研究推進本部長期評価部会長
- 第13、14回 (5. 30, 6. 2) 都司嘉宣氏 歴史地震学 地震調査研究推進本部長期評価部会委員
- 第15回 (6. 12) 今村文彦氏 津波工学 福島第一原発のバックチェック審査担当
- 第16回 (6. 13) 首藤伸夫氏 津波工学 土木学会津波評価部会部会長
- 第17回 (6. 15) 岡本孝司氏 原子力工学
- 第18、19回公判 (6. 20, 7. 6) 金戸俊道氏 東電土木グループ
- 第20回公判 (7. 11) 堀内友雅氏 東電土木技術グループ 海側の津波対策案の立案者
- 第21回公判 (7. 24) 安中正 東電設計 技師長 確率論の専門家 理学部門のリーダー
- 第22回公判 (7. 25) 松山昌史 電力中央研究所 土木学会津波評価部会事務局を担当
- 第23回公判 (7. 27) 安保秀範 日本原電東海第二原発の津波対策を検討・実施した者
- 第24回公判 (9・5) 西村功 (東電の地震動対策を担当)、山本和彦 (東電中越沖地震対策センター所長) の検察官調書の全文朗読

- 第25回公判（9・7）松澤暢（東北大学 地震学）
- 第26回公判（9・18）被害関係の書証と証人調（双葉病院副看護部長）
- 第27回公判（9・19）被害関係の書証と証人調（双葉病院診療担当医師、ドール双葉ケアマネージャー）
- 第28回公判（10・2）今村証人再尋問（津波シュミレーション）
- 第29回（10・3）名倉繁樹証人尋問（保安院）
- 第30、31回公判（10・16, 17）武藤栄被告人質問
- 第32、33回公判（10・19）武黒・勝俣被告人質問
- 第34回公判（11. 14）被害者心情意見陳述（5名）
- 第35回公判（12. 26）指定弁護士論告求刑
- 第36回公判（12. 27）犯罪被害者代理人による法適用と事実についての意見陳述